

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について

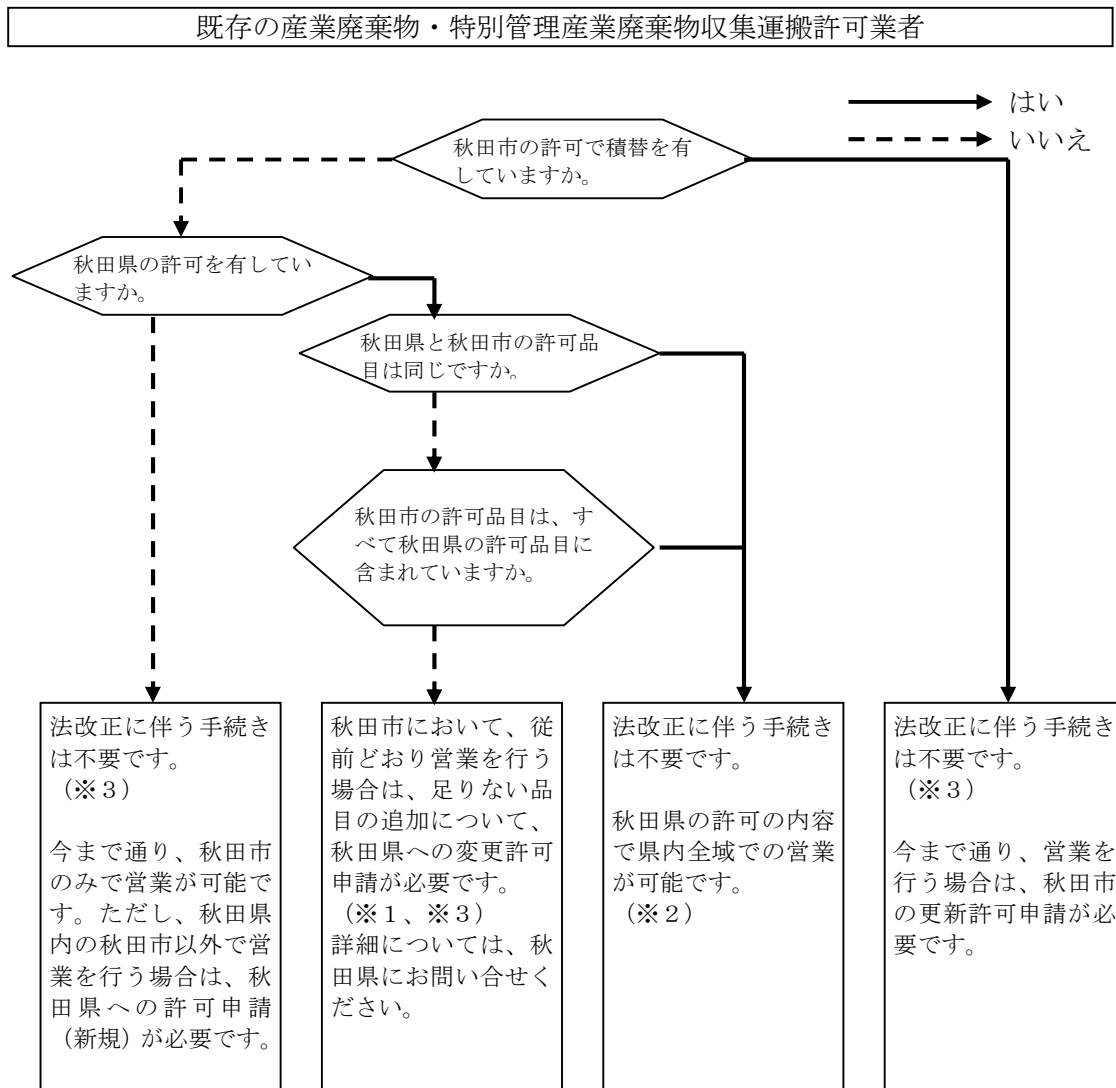
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）が改正され、平成23年4月1日から、産業廃棄物収集運搬業（積替えなし）および特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替えなし）の許可が合理化されることとなります。

1 概要

これまでは、（特別管理）産業廃棄物の収集運搬業の許可については積込み・荷卸しを行う場所を所管する秋田県知事および秋田市長の許可がそれぞれ必要でしたが、平成23年4月1日から、秋田市の積替え許可がない場合に限り、秋田県知事の許可のみで県内全域の収集運搬業を行うことができます。

必要な手続き等は、次のフローシートでご確認下さい。なお、不明な点につきましては、秋田市廃棄物対策課までお問い合わせください。

2 フローシート



※1 秋田県の新規又は変更許可を取得した時点で秋田市の許可は失効します。

※2 平成23年4月1日時点で秋田市の許可は失効します。

※3 産業廃棄物処理業に係る事業の廃止および車輛の変更等が生じた場合には、従前通り、産業廃棄物処理業変更等の届出が必要です。